

入札説明書

この入札説明書は、原子力防災資機材棚卸業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、「福島県財務規則」（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
原子力防災資機材棚卸業務
- (2) 業務の仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで
- (4) 履行場所
別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、「一般競争

入札参加資格確認申請書（様式1）」に次の書類を添付し、令和6年10月11日（金）から令和6年10月24日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く）に、下記5(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、令和6年10月24日（木）必着とする。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合には、入札に参加する者に必要な資格が与えられない場合があるので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 全部事項証明書（登記簿）謄本又はその写し

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

イ 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明。）

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

ウ 事業者概要

事業者の概要がわかる書類（会社案内、パンフレットなど）

エ 納税証明書（未納の税額のないことの証明（法人税、消費税、地方消費税その3の3）又は納税証明書（その1））並びに納税の猶予許可通知書の写し。

なお、納税証明書については、提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

オ 納税証明書（一般）

福島県税が課税されている場合、地方振興局において提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

（注）返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金（460円）を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を同封すること。

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

(3) 入札参加資格の有無については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により令和6年10月28日（月）までに通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 〒960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県 危機管理部 原子力安全対策課

電 話 024-521-7819

F A X 024-521-8368

電子メールアドレス genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和6年10月11日（金）から令和6年10月17日（木）の午後5時15分まで、郵送での送付希望のみ対応する。希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙

50 枚が入る程度の大きさで、所定料金の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、上記 5 (1) に掲げる場所まで令和 6 年 10 月 17 日 (木) 午後 5 時 15 分までに必着で請求すること。

なお、福島県危機管理部ホームページからダウンロードして入手することができる。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和 6 年 11 月 1 日 (金) 午後 4 時

場 所 福島県危機管理部原子力安全対策課 (福島県福島市杉妻町 2 番 16 号)

6 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 5 (3) に掲げる日時までに、見積もった金額 (消費税及び地方消費税を含む) の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、県の発行する納入通知書にて現金 (現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。) で納付し、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号 (別記 1) に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を上記 5 (3) に掲げる日時及び場所まで郵送にて提出すること。
- (4) 財務規則第 249 条第 1 項各号 (別記 2) のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (5) 入札保証金納付の免除を申請する者は、上記 4 (1) に掲げる期日までに入札保証金納付免除申請書 (様式 5) により上記 5 (1) に掲げる場所まで郵送により申請するものとする。
ただし、入札保証保険契約により免除を申請する者は、上記 5 (3) に掲げる日時までに入札日から契約締結予定日までを保険期間とする入札保証保険証券原本を郵送するものとする。
- (6) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

7 入札書の提出方法

(1) 入札書の作成方法

入札書 (様式 3) は以下の方法により作成しなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印 (外国人の署名を含む。以下同じ。) をすること。

なお、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

ウ 入札件名を記載すること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記5(3)で指定する日時までに郵送すること。

イ 入札書を郵送（書留郵便に限る。）する際は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封し、貼り合わせ箇所を封印のうえ、当該中封筒及び外封筒それぞれに次の(ア)、(イ)に掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

(ア) 氏名（法人にあたっては、商号又は名称）

(イ) 「11月1日開札 原子力防災資機材棚卸業務の入札書在中」

ウ 電報、電送その他の方法による入札は認めない。

8 開札等

(1) 開札は5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。なお、再度入札の回数は1回限りとする。

9 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに郵送しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。

(3) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は、取りやめることがある。これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札
- (3) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (4) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (5) 代表者の記名押印を欠く入札（押印を省略する場合、その旨を明示しない入札および「本件責任者又は担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記4」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約にすることができる。
なお、随意契約は見積書（様式4）を使用する。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

14 契約保証金等に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。提出の期限については契約締結よりも前の期日とし、その期日については落札者に別途連絡する。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記3）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日まで契約を締結しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記 15(1)に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

17 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

18 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 6）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式 7）により回答するほか、福島県危機管理部危機管理課ホームページに掲載する。ただし、入札参加資格があると認められなかった者からの質問についての回答は、特に必要と認められない限り行わないものとする。

受付期間 令和 6 年 10 月 11 日（金）から令和 6 年 10 月 17 日（木）まで
郵送による場合は、令和 6 年 10 月 17 日（木）午後 5 時 15 分必着とする。

受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール

受付場所 5 の(1)に掲げる場所

回答期日 令和 6 年 10 月 21 日（月）

- (2) 入札から落札者の決定までに入札者が上記 3 に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (3) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

19 当該業務委託契約に関する事務を担当する課

5 の(1)に同じ。

別記 1

福島県財務規則(抜粋)

第 169 条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の 10 分の 8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の 10 分の 8 |
| (4) 特別の法律により法人の発行する債券 | 時価の 10 分の 8 |
| (5) 知事が確実であると認める社債券 | 時価の 10 分の 8 |

2 記名証券を保証金その他の担保にあてる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。

3 登録社債等を保証金その他の担保にあてる場合においては、社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）により登録をさせ、登録済証を徴さなければならない。

別記2

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであると

き。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認められるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

別記4

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

- 1 入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値を記入
くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。
なお、記入がない場合は、法人代表電話番号下3桁の数値が記載されたものとみなす。
- 2 くじの手順
 - (1) 法人代表電話番号のそれぞれの数字を合計し、小さい順にくじ番号（0，1，2・・・）を付与する。合計の値が同じである場合は提出順とする。
 - (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
 - (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

- 1 法人代表電話番号のそれぞれの数字の合計から小さい順にくじ番号を付与する。
A社（電話番号 024-123-4567）・・・数字合計34 くじ番号 1
B社（電話番号 098-765-4321）・・・数字合計45 くじ番号 2
C社（電話番号 03-1111-2222）・・・数字合計15 くじ番号 0
- 2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。
A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）
B社（くじの数 072）
C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215・・・余り2）
- 3 落札者の決定
落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

